

奈良県訓令第四号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から施行する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表第三中「土木事務所 新公会堂」を「土木事務所 幹線街路整備事務所 新公会堂」に改める。